

不登校の要因分析から見えてきた課題

課題を踏まえた具体的な取組

通して全体を

子ども一人一人に合わせた学習（生活）環境の確保や準備、関係機関との連携を推進するコーディネーター（教員）の力量に差がある

全小中学校（296校）に不登校担当教員または不登校担当者として職務を位置づけるとともに、管理職と連携して力量を形成する体制を整備

一定学校規模が大きく不登校出現率が高い学校へ、不登校対策チームの派遣を行うほか、体制充実について検討

県教育委員会が中心となり、進捗管理や研修を実施し、不登校担当教員（者）の力量形成や学校の体制強化をバックアップ
（取組内容等）
・校長会等での周知徹底（令和元年度から）
・校務支援システムを用いた迅速な情報共有の強化
・不登校担当教員スキルアップ研修等の実施
など

・教員が子どものつらい気持ちを丁寧に受け止め、寄り添うといった家庭訪問の目的を十分に確認できないまま、家庭訪問を実施している状況がある
・教員が丁寧な説明や謝罪を行わず、子どもや保護者が納得することができていないケースがある
・保護者が抱えている「育てにくさ」や「将来の不安」など保護者の気持ちに寄り添い、関係を築くことが十分でないケースがある

年度当初の職員会で全教職員が家庭訪問の意義や目的について、共通理解する時間を必ず設定

年度当初の校内支援会で前年度の引き継ぎ内容をもとに配慮の必要な子どもの情報や支援内容を共有

・学業不振に陥りそうな子ども、配慮の必要な子どもの情報共有の方法や時期について、学校によってばらつきがある

・不登校担当教員（者）が校務支援システムで得られた子どもの欠席状況等を集約・確認し、管理職へ報告するルールを設定
・管理職と不登校担当教員（者）が子どもの欠席状況等をもとに、家庭訪問を行う教員や家庭訪問の方針を決定し、訪問する体制を構築

・管理職が子どもの欠席状況等を把握する方法や時期について、学校にばらつきが見られる
・教員等が家庭訪問を行う際、子ども・保護者へのアプローチの仕方等を確認しないまま実施しているケースがある
・子どもが当該教員と会いたくないと思っているにもかかわらず、そのことを把握せずに当該教員が会いに行ったり、当該教員以外の教員の対応のタイミングが遅れるケースがある
・学校としての組織的な対応や改善策を検討するタイミングが遅く、本人・保護者の不信感を拭えないケースがある

不登校担当教員（者）は在籍校の教員等に対し、SOSのサインの気づき方、子どもや保護者との関係の築き方、気持ちの寄り添い方等をテーマにした研修を、校内研修の場等で実施

・子どもの特性により学級不適合に陥っている状態に気づく時期が教員によって差があるため、発見が遅れるケースがある
・教員が子どもの気持ちを十分に受け止めないまま、解決や再登校を急いで促してしまい、子どもとの関係が崩れてしまう状況がある
・双方を合わせて仲直りさせて終わりではなく、その後の関係性を注意深く見守ることができていない状況がある

・不登校の課題の大きい学校へSC・SSWの重点配置を実施（学校からの聴き取りや12月実施予定のSC・SSWヒアリング実施後、設定予定）
・現在実施しているSC等研修講座においてアセスメント力向上を目的とした内容を集中的に実施し、力量形成を図る

SC等活用事業
SSW活用事業の強化

・校内支援会での子どもの状況に応じたアセスメントが十分でないため、支援方針や内容など子どもの課題に応じた適切な支援ができず、本格期に入ってしまうケースがある
・校内支援会は実施しているが、全ての校内支援会にSC・SSWが参加することができていない学校がある
・SC・SSWの専門性や対応力が不十分なために、適切な見立てや支援に至らないことがある
・日々の家庭状況の情報を細かに把握することができず、状況に応じた支援計画の見直しができているケースがある
・家庭と関係機関を確実につなげることができていないケースがある

健康政策部・地域福祉部との連携

協議の場を直ちに設定

・医療機関や専門機関等のニーズがありながら待機状態となっている子どもが多いため、本人の状態に応じたタイムリーな連携ができず、適切な支援が遅れる状況がある

・教員が子どもの気持ちや状況を十分に把握しないまま、再登校へ強く促してしまい、状況が悪化するケースがある

・教育支援センターをSC・SSWの活動拠点として、相談支援や家庭支援を強化
・学習支援の充実、教育支援センター未設置町村での新設、広域での受け入れを促進するため、教員OB（非常勤職員）を配置する補助事業を創設（週3日8h勤務）

教育支援センターの充実に向けた支援の強化

・教育支援センターと連携した支援が必要なケースがあるにもかかわらず、居住する地域に教育支援センターがなかったり、支援員が不足していたりして十分な支援を受けることができていないケースがある
・教育支援センターに学習できる設備や教材が十分でない状況や学習指導ができる人材がない状況がある
・教育支援センターにおける福祉・心理・教育に関する専門的な知識や経験に基づく支援が十分でない状況がある
・教育支援センター等への通所が困難な子どもへの支援（社会性の育成、学習支援）の仕組みが十分でない状況がある

・別室に登校しても教職員の情報共有や意思統一ができていなかったり、対応できる教職員が少なかったりして、個に応じた支援ができないケースがある

初期

本格期

回復期

始動期